

神川町社会福祉協議会車いす貸出し規程

(目的)

第1条 この規程は、神川町社会福祉協議会が所有する車いすの貸出しについて必要な事項を定め、地域福祉の向上に寄与することを目的とする。

(対象者)

第2条 この事業の対象者は、町内に住所を有し、障がい、病気、高齢等で歩行が著しく困難な者（以下「使用者」という）又は使用者を介助する者。ただし入院、福祉施設利用者、介護保険サービス等、他の制度のサービス受給者は除く。

2 車いすは、前項の使用者が日常生活において介助、通院、外出、旅行等の用途に一時的又は短期間利用するとき貸出すこととする。

(貸出し期間)

第3条 車いすの貸出し期間は原則3か月以内とする。

(利用手続)

第4条 車いすの貸出しを希望する者（以下「借受者」という）は神川町社会福祉協議会に来所し、車いす借入れ申込書（様式第1号）を会長に提出し、許可を得なければならない。

2 車いすの借り受け、又は返還の際の運搬及びそれに要する経費は、使用者又は借受者の責任で行うものとする。

(貸出し料金)

第5条 車いすの貸出しは無料とし、車いすの貸出しを受けたものが車いすの紛失・破損等した場合は、現品又は金銭をもって弁償するものとする。

(使用上の責務)

第6条 使用者又は借受者は、貸出し車いすによる事故等について、自らの責務により処理、解決しなければならない。

(委任)

第7条 この規程に定めのない事項については、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から適用する。

受付日 年 月 日

車いす借入れ申込書

神川町社会福祉協議会長 様

次のとおり車椅子を借用したいので申請します。

※太枠内をご記入ください

借 受 者	ふりがな 氏 名	自宅電話
		携帯電話
	住 所	

使 用 者	ふりがな 氏 名	性 別 男性・女性
		自宅電話
	住 所 神川町	
	生 年 月 日	明治・大正・昭和・平成 年 月 日 () 歳

申 請 理 由	通院・旅行・散歩・その他 ()
---------	------------------

借用にあたり、次の事項を誓約いたします。

1. 借用した車いすは返却日までに必ず返却します。(期限は3か月以内)
2. 保管には十分注意し、返却の際には、必ず清掃します。
3. 当方の故意または過失により紛失・破損等した場合は責任もって弁償いたします。

借受者氏名

--

借 用 期 間	年 月 日から 年 月 日
車いす番号	NO
返却日・取扱者	年 月 日 印